

アイペックノホン・法令集・(赤本) の正誤表

頁	条令、告示番号	誤	正
P25	法第 48 条第 8 項	8 田園住居地域内においては、別表第 2 (ち) 項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。	8 田園住居地域内においては、別表第 2 (ち) 項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。
P109	令第 82 条の 5 第 1 項第五号	$Psi \frac{5.12mi \ Bsi \ Fh \ Z \ Gs}{Ts} =$	$Psi = \frac{5.12mi \ Bsi \ Fh \ Z \ Gs}{Ts}$
P138	令第 120 条 表中	上欄に掲げる場合 合以外の場合 (単位 m)	左欄に掲げる場合 合以外の場合 (単位 m)
P213	告示第 1399 号 第 1 六 ロ	ロ 気泡コンクリート又は繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板に限る。)の両面に厚さが 3 mm 以上の繊維強化セメント板(スレート波板及びスレートボードに限る。)又は厚さが 6 mm 以上の繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板に限る。)を張ったもので、その厚さの合計が 3.5 cm 以上のもの	ロ 気泡コンクリート又は繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板に限る。)の両面に厚さが 3 mm 以上の繊維強化セメント板(スレート波板及びスレートボードに限る。)又は厚さが 6 mm 以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板を張ったもので、その厚さの合計が 3.5 cm 以上のもの
P214	告示第 1399 号 第 2 二 ハ	ハ 鉄骨(断面積(mm <sup>2</sup> で表した面積とする。次号ニ並びに第四第二号ニ及び第三号ニにおいて同じ。)を加熱周長(mmで表した長さとする。次号ニ並びに第四第二号ニ及び第三号ニにおいて同じ。)で(以下略)	ハ 鉄骨(断面積(mm <sup>2</sup> で表した面積とする。次号ニ並びに第 4 第二号ニ及び第三号ニにおいて同じ。)を加熱周長(mmで表した長さとする。次号ニ並びに第 4 第二号ニ及び第三号ニにおいて同じ。)で(以下略)
P215	告示第 1399 号 第 3 一 イ	イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが 10 cm 以上のもの	イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが 10 cm 以上のもの
P217	告示第 1399 号 第 4 三 ニ (1)	(1) 第二第三号ニ(1)又は(2)に該当するもの	(1) 第 2 第三号ニ(1)又は(2)に該当するもの

P217	告示第 1399 号 第 4 三 ホ	ホ 第 <u>二</u> 第三号へに定める構造	ホ 第 <u>2</u> 第三号へに定める構造
P221	告示第 1358 号 第 3 三 イ (2)	(2) 厚さが 12 mm以上の合板等の上に厚さ 9 mm以上モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及び <u>シリンダー</u> コンクリートを含む。以下同じ。）又はせつこうを塗ったもの	(2) 厚さが 12 mm以上の合板等の上に厚さ 9 mm以上モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及び <u>シンダー</u> コンクリートを含む。以下同じ。）又はせつこうを塗ったもの
P221	告示第 1358 号 第 3 四	四 1 時間 <u>準耐火</u> 告示第 3 第四号に定める構造とすること。この場合において、同号イ(1)(i)中「4.5 cm」とあるのは「3.5 cm」と、同号イ(1)(ii)中「6 cm」とあるのは「4.5 cm」と読み替えるものとする。	四 1 時間 <u>準耐火構造告示</u> 第 3 第四号に定める構造とすること。この場合において、同号イ(1)(i)中「4.5 cm」とあるのは「3.5 cm」と、同号イ(1)(ii)中「6 cm」とあるのは「4.5 cm」と読み替えるものとする。
P235	告示第 255 号 表 1	Y 表 2 に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離 <u>≧</u> (単位 m)	Y 表 2 に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離 <u>__</u> (単位 m)
P238	告示第 1436 号 四 ハ	ハ 第 27 条第 3 項 (以下略)	ハ <u>法</u> 第 27 条第 3 項 (以下略)